

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
3-(1)	農地所有適格法人に対する出資規制の緩和	農業分野への新規参入の促進、および参入法人の健全で安定的な経営・事業環境の整備等の観点から、農地所有適格法人の出資規制を緩和すべき。	<p>2016年4月に施行された改正農地法により、農地所有適格法人（旧農業生産法人）に対する出資規制や構成員要件の緩和が行われたものの、企業による出資が過半数を超えることができないため、過半数を超える議決権を取得することができない、総出資額がパートナーの出資額に制約される等の課題が生じている。</p> <p>規制を緩和することで、担い手たる企業の参入促進、農業経営の大規模化による生産性向上につながる。</p>	農地法第2条
3-(2)	砂糖・でん粉の価格調整制度の見直し	国内生産者保護のために設けられている砂糖・でん粉の価格調整制度について、将来的な廃止も念頭に見直すべき。	砂糖・でん粉については、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、安価な輸入品から調整金を徴収し、これを主たる財源として、国産品の生産者および製造業者に対し、国産品の生産・製造コストと販売額との差額相当の交付金を交付している。しかし、調整金は、企業のコスト競争力の低下および消費者の負担増につながっている。	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
3-(3)	加工食品の原料原産地表示拡大の見直し	全加工食品への原料原産地表示の対象拡大の見直しにあたっては、強調表示や、包材ではなく自社HPへの掲載等、企業の自主的な表示拡大の取り組みを促すこととすべき。	<p>食品表示基準（内閣府令）では、加工食品のうち、22食品群・4品目について原料原産地表示を義務付けているが、政府は「日本再興戦略2016」（2016年6月）において「原料原産地表示について全加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める」旨を掲げ、目下、検討している。</p> <p>使用原料の調達先は、調達元の生産量等に応じて変更するケースがあることから、包材への適時・正確な表示に多大なコスト負担が生じる。当該規制が国内企業にのみ課され、輸入食品については免除される場合、TPPにより輸入加工食品の関税が大幅に引き下げられ、海外企業との競争の激化が予想される中で、国内企業の国際競争力の低下につながり、その経営を圧迫する恐れがある。</p>	食品表示法、食品表示基準（内閣府令）

3-(4)	「建築物」の対象外となる農業用ビニールハウスの明確化	非農地において、「建築物」の対象外となる農業用ビニールハウスを明示すべき。	<p>建築基準法第2条では、「土地に定着する工物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものを「建築物」とする定義しているものの、農業用ビニールハウスが「建築物」に該当するかどうかは、自治体あるいは建築主事ごとに判断が異なるなど、必ずしも明確ではない。このため、許認可取得の予見性が著しく低いことに加えて、「建築物」に該当すると判断されると、耐震性等、ビニールハウスに適さない煩雑な要件を満たさなければならない。</p> <p>「建築物」の対象外となることが明示されれば、「建築物」が否かの煩雑な交渉が不要となり、許認可取得の予見性が高まるとともに、行政手続きが円滑化する。また、これまで「建設物」であると判断されてきた自治体においても事業展開が可能となる。</p>	建築基準法第2条第一号
3-(5)	食肉加工品の輸出手続きの一元化・明示	<p>①食肉加工品の輸出に関わる窓口を一元化する。</p> <p>②動物検疫上、提出すべき書類を限定・厳選し、手続きの電子化を進めるとともに、可能な範囲で共通書式化する。共通化できない部分は、主要輸出国・輸出品目ごとに政府のホームページ等で公表する。</p>	<p>食肉加工品を輸出するには、厚生労働省には自由販売証明書、農林水産省には動物検疫に関わる書類を提出しなければならない。また、動物検疫に関わる書類は具体的に明示されていないため、書類の作成が困難であるのみならず、一度提出しても別の書類を求められるなど、余計な手間と事務コストが生じている。</p> <p>窓口が一元化され、必要な書類の明確化等がなされれば、企業負担を軽減するとともに、輸出の迅速化に寄与する。加えて輸出手続きがわかりやすくなることで、食肉加工品の輸出事業への新規参入の促進も期待できる。</p>	家畜伝染病予防法45条、輸出食肉認定制度、自由販売証明書発行要領（平成25年6月17日付け食安発0617第1号医薬食品局食品安全部長通知別添）
3-(6)	自動化ゲート利用者への免税販売制度の周知強化	入国時に自動化ゲートを利用する非居住者に対して、自動化ゲート付近でのポスター掲示、リーフレット配付等、「免税制度を利用する場合はパスポートに入国スタンプが必須である」ことを周知徹底する。	<p>非居住者が自動化ゲートで入国する場合、パスポートに入国スタンプを押印されない。一方で、免税手続きにおける非居住者の確認は、パスポートに押印される入国スタンプの内容に基づいて判断することと規定されている。このため、免税制度の利用を予定しているのであれば、別途自ら入国スタンプの押印を申し出なければならない。</p> <p>利用者へのこの周知が十分にないために、免税店においてクレームやトラブルに繋がるケースがある。</p> <p>上記のような対応が実施されれば、免税制度の利用を予定している自動化ゲート利用者は、事前に入国スタンプが必要な旨を認知しやすくなり、お店でのクレームやトラブルの抑止はもとより、消費額の拡大にもつながる。</p>	輸出品物販売制度に関するQ&A（国税庁・平成26年8月）

3-(7)	免税手続きカウンター設置可能範囲の拡大(1棟の建物内、大規模小売店舗内、商店街振興組合もしくは事業協同組合の地区内という限定の解除)	商店街振興組合、事業共同組合の存在しないエリアや隣接する建物等でも、免税手続きカウンターの設置を可能にする。	<p>平成27年4月の消費税法改正により、免税販売手続きを代理で行える免税手続きカウンターの設置が可能となったが、代理できる範囲は、1棟の建物内、大規模小売店舗内、商店街振興組合の地区内、事業共同組合の地区内に限定されているため、商店街振興組合、事業協同組合が存在しない一定エリアでは、免税手続きカウンターの設置ができない。また、隣接する2棟の建物間で、一体的に店舗を構成・運営している施設についても、建物毎に免税手続きカウンターを設置しなければならない。</p> <p>一定のエリア内、隣接する建物内において免税手続きを代理するカウンターの設置が可能になれば、外国人旅行者の利便性向上が図られ、旅行消費額の拡大につながる事が期待される。</p>	消費税法施行令第18条
3-(8)	免税品における一般物品と消耗品の区別の撤廃	免税品における一般物品と消耗品の金額計算区分を撤廃し、免税対象額全額計算において一括化できるものとする。	<p>消費税法施行令の一部を改正する政令では、同一の市中輸出品販売場において同一の日に譲渡する免税品について、消耗品とそれ以外（通常生活の用に供する物品のうち消耗品以外のもの）に区分したうえで、それぞれの合計額および免税額を計算するとともに、消耗品については、指定の方法で包装することとしている。</p> <p>消耗品と一般物品の区分は、「個々の物品の性質に応じて判断」することとされている（輸出品販売制度に関するQ&A）ため、外国人にはわかりにくいことに加え、店側で個別に判断しなければならない、負担が大きい。区分ごとに免税額に連しない場合には、クレームやトラブルに繋がるケースもある。</p> <p>区分がなくなれば、外国人にも理解されやすくなり、購入拡大が期待できる。店舗側にとっても、手続き時間の短縮、接客サービスの向上につながる。</p> <p>なお、包装については、例えば飲食物等、定義が明確な最小限のものに限定すれば、国内で消費されることを防ぐことが可能である。</p>	消費税法施行令の一部を改正する政令（政令第141号、平成26年3月）
3-(9)	免税店における購入記録表貼付・割印の撤廃	免税手続きの際のパスポートへの購入記録票の貼付および割印の押印を撤廃する。	<p>消費税法施行令18条2項では、外国人観光客が免税品を購入した場合に、一括免税カウンターにおいて、購入の事実を記載した書類（購入記録票）をパスポートに貼付して割印を押すことが定められている。</p> <p>しかし、パスポートへの直接貼付・割印は、パスポートの破損・汚れにつながるとして、購入者からのクレームが生じている。また、免税店側にとっても、貼付・割印に煩瑣な負担が生じている。</p> <p>撤廃することで、クレームの防止とともに、免税店における手続きのスピードアップと混雑の緩和が期待できる。なお、韓国、フランス、シンガポールをはじめ、諸外国においては、パスポートへの貼付・割印は不要となっている。</p>	消費税法施行令18条2項

3-(10)	民泊施設における自動火災報知設備設置義務の緩和	民泊施設に設置が義務づけられている「自動火災報知設備」について、警備会社の機械警備システムによる火災警報のオンライン監視で代替できるようにする。	<p>消防法施行令第21条第1項における、民泊施設に対する旅館・ホテルと同様に自動火災報知設備の設置義務付けは、個人を含め、小規模な事業者が多い民泊施設提供者の設置・維持コストの負担が大きい。</p> <p>警備会社の機械警備システムによる火災警報のオンライン監視を導入した場合にも、警備会社の監視センターから消防機関へ確実に通報が可能となり、被害の拡大防止および周辺住民の安全・安心の確保に寄与することから、自動火災報知機と同水準の機能を果たしうる。</p>	消防法施行令第21条
3-(11)	イベント民泊における「1施設年1回」規制の緩和	同一施設において、1年の間に1回を超えて、複数回のイベント民泊を実施できるようにする。	<p>イベント開催時に自宅を旅行者に提供する行為（イベント民泊）について、「イベント民泊ガイドライン」は、「一施設については、年に1回、宿泊者の入れ替わりがない態様によってしか宿泊者を受け入れることができません」として、同一施設において1年の間に複数回イベント民泊を実施することを禁止している。</p> <p>イベント時は多くの場合、既存施設の受入だけでは対応が困難である。また、宿泊施設が逼迫するようなイベントを年に1回に制約できるものではなく、同一地域内で一年の間に複数回開催されるケースがある。かかる現状の下で、イベント民泊が一施設、年に1回と制約されては、イベント時の宿泊施設不足を解決できない。</p> <p>規制が緩和されれば、イベント時の一時的な宿泊施設の不足という課題の解決が望め、訪客数の増加による経済効果が期待できる。</p>	平成28年4月1日付「イベント民泊ガイドライン」
3-(12)	民泊サービスにおける電子データでの許可申請・宿泊者名簿の保存	民泊サービス開始時の届出・登録および宿泊者名簿の作成・保存について、電子データによる手続き・保存を可能にすべきである。	<p>民泊に関する制度整備について、本年6月20日の「民泊サービスのあり方に関する検討会 最終報告書」では、住宅提供者、管理者および仲介事業者は民泊サービスを実施するにあたり、所管行政庁への届出を行うこと、住宅提供者および管理者は利用者名簿の作成・備付けを遵守すること、が提示されている。</p> <p>旅館業法では、宿泊サービス提供の許可を受ける場合に、営業施設所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区の場合は、市長又は区長）に申請書を提出し、営業許可を取得するにあたって、申請は書面または電子データでの作成が可能である。また、宿泊者名簿は、「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」第4条第1項に基づき、電磁的記録による保存が可能となっている。</p> <p>民泊においても、旅館業と同様に、電子データによる許可申請および名簿の保存を認めることで、民泊サービス提供者・管理者ならびに行政の業務効率化につながる。</p>	

3-(13)	学校休業日の分散化に係る周知徹底	都道府県・市区町村の教育委員会に対して、地域ごとの学校休業日の設定を積極的に検討してほしい旨を改めて周知徹底する。	<p>学校教育法施工例第29条のとおり、公立学校の学校休業日は各教育委員会が定めることとされており、それを踏まえて、今年4月25日に文部科学省より各都道府県・指定都市教育委員会に対して、地域における柔軟な学校休業日の設定等の依頼が出されているものの、地域毎に休暇が十分に分散したとまでは言いがたい状況である。</p> <p>学校休業日の柔軟な運用が十分に図られ徹底し、地域ごとに異なる学校休業日を実現し、経済界の有休取得の促進と歩調を合わせられれば、大きな財政出動をすることなく、家族旅行の機会を増加させ、新たな旅行需要を創出するという高い経済効果が期待されるだけで、旅行需要のピークカットにもつながる。</p>	学校教育法施行令第29条、文部科学省事務連絡（平成28年4月25日）
--------	------------------	---	--	------------------------------------